

台帳様式（第二十一条関係）

地 縁 団 体 台 帳			
枚数 4	名 称		
	高出五区	令和6年9月17日認可 令和6年9月17日告示	
	主たる事務所		
	塩尻市大字広丘堅石2146番地229	令和6年9月17日 令和6年9月17日告示	
	代 表 者 に 関 す る 事 項	年 月 日	年 月 日
		原 因	原 因
		告 示 年 月 日	告 示 年 月 日
	塩尻市大字広丘堅石 2145 番地 310 代表者 塩原 茂生	令和6年9月17日	
		就任	
		令和6年9月17日告示	

名称等欄 1丁

名称	高出五区
規約に定める目的	本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。 (1) 区民相互の連絡事務に関すること。 (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。 (3) 区民相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。 (4) 区民の福利厚生に関すること。 (5) 集会施設の管理運営に関すること。 (6) 防火、防犯、交通安全に関すること。 (7) その他目的を達成するために必要なこと。

目的欄 1 丁



名称	高出五区
区域	高出五区の区域は、塩尻市大字広丘高出、塩尻市大字広丘郷原及び塩尻市大字広丘堅石のうち、次に示す範囲とする。 高出五区の区域は、道路及び鉄道線路を基準として定めることとし、その区域から出入りする土地については地番をもって明確にする。 東側区域基準 国道１９号とする。（北端は、市道野村国道線との交点、南端は市道南熊井郷原線との交点） 南側区域基準 市道南熊井郷原線とする。（東端は国道１９号との交点、西端はＪＲ篠ノ井線との交点） 西側区域基準 ＪＲ篠ノ井線とする。（南端は市道南熊井郷原線との交点、北端は市道特養老北線の西端延長との交点） 北側区域基準 ＪＲ篠ノ井線から国道１９号を結ぶ市道特養老北線、市道特養老北１号線、市道特養老北２号線、市道野村国道線とする（西端は市道特養老北線の西端延長とＪＲ篠ノ井線との交点、東端は市道野村国道線と国道１９号との交点） 区域基準から出入りする土地 区域内とする地番 大字広丘堅石３３２番地イ、３３２番地１から３３２番地１１ 区域外とする地番 大字広丘堅石２１４５番地１５０、２１４５番地２３６、２１４５番地３８８、２１４６番地１２８、２１４６番地２７５

上記は原本と相違ないことを証明する

令和 6 年 9 月 30 日

塩尻市長 百 瀬

